載すること（以下（４）も同じ。）。

産業競争力基盤強化商品の区分	産業競争力基盤強化商品の種類	産業競争力基盤強化商品の種類の説明
半導体	マイコン	産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和７年経済産業省令第　　号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第１号イに規定する半導体。
	パワー半導体（けい素）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。
	パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム）	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（１）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。
	イメージセンサー	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（２）に規定する半導体。
	その他アナログ半導体	産業競争力基盤強化商品省令第１号ロ（３）に規定する半導体。
自動車	電気自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第３条に規定する軽自動車を除いたもの。
	電気軽自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第３条に規定する軽自動車に該当するもの。
	充電機能付電力併用自動車	産業競争力基盤強化商品省令第２号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。

（４）確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類別に、当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計を記載すること。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（５）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前５年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該５年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画２．⑵に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画１．⑵に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量を記載すること。